

— 名古屋編 —

下請取引適正化推進
シンポジウム2018～中小企業の公正な取引環境
の実現に向けて～まずは知ること。
適正な取引はそこから始まる。

中小企業庁は「下請取引適正化推進シンポジウム2018」を全国5会場(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)で開催した。
下請法に詳しい弁護士や親事業者が登壇し、下請取引の適正化に向けた取り組みを紹介した。

公正な取引の確保は相互に
付加価値をもたらす

名古屋会場 10月30日 栄ガスホールの様子

ただとしお氏
日比谷総合法律事務所 弁護士 多田 敏明氏

下請法は親事業者の優越的地位の乱用を防ぐことに目的があり、定型的に自由かつ自主的な判断を阻害する行為が禁止行為として定められているが、違反件数は増えている。昨年度の書面措置は中小企業庁で7500件超、公正取引委員会の指導も6700件に上る。最近の下請法違反は「うっかり型」が多い。運用基準を改定

して、うっかりで間違えないように、買ったたきなど事例を141に増やし注意を喚起している。書面調査への積極的な対応やコンプライアンス(法令順守)体制の構築が重要だ。公正な取引が確保されれば下請事業者の持続的発展が可能となり、相乗効果で親事業者と下請事業者共に付加価値や新たな果実も生まれるはずだ。

全社共通の発注システムで
違反を防ぐ凸版印刷 法務・知的財産本部 コンプライアンス部長
こせき としひこ
小関 知彦氏

当社はトップの強いリーダーシップの下、営業による直接発注を禁止し、生産管理・企画販促部門だけが発注する体制を整備した。全社共通の発注システムを構築し、発注書の記入漏れや事後発行を防止。納品書管理も徹底し、取引先が請求書を発行し忘

れても60日を超える支払いが発生しないようにしている。下請事業者向けの通報窓口として「サプライヤーホットライン」も設置した。

最近是有償で原材料を支給するケースに対応できるようシステムを改修。取引先の納品書発行などを支援するシステムの無償提供も始めた。取引先との関係強化につながると考えている。

社内教育では「下請法遵守マニュアル」を活用し、当社本体・子会社別に定期的に教育・監査を実施。当局主催の講習会への参加や報告事例を共有している。取り組み状況は定期的に監査役会に報告している。

取引先との関係深めて
共存共栄目指すファンケル グループサポートセンター 総務部長
こみね ゆうへい
小峰 雄平氏

購買グループが価格や条件を決定し、各部門はそれに基づいて取引先に発注書を交付。不要となった貸与金型の廃棄や価格改定、納期調整にも取引先の立場に立って対応することを徹底している。教育活動では、経営トップからのメッセージである「取引先とは共存共栄すべきである」を周知徹底し、階層別にグループワークを取り入れた研修を展開。

取引先との共存共栄を実現するため、12月には購買グループが取引先を訪問。お礼を兼ねたヒアリングを実施し、コミュニケーションを深めている。また、内部監査室は取引先アンケートを2004年から毎年実施しており、問題があれば事実関係を確認の上経営トップに報告し、購買グループと連携して改善に当たる体制を築いている。

新たに適正取引に貢献した社員を表彰する制度を始めた。ベストプラクティスを社内でも評価・共有することで、更なる適正取引の定着を図りたい。

サプライチェーン全体での
取引条件改善を促す中小企業庁 取引課長
はやし ようてつ
林 揚哲氏

企業収益は改善傾向にあるが、中小製造業の収益は低迷している。取引上の問題への懸念から、まず実態把握の調査を実施したところ、下請中小企業からは一方的な値引き要請を受けた、手形支払いが多く資金繰りが厳しいなどの声が上がった。

そこで2016年9月、「未来志向型」の取引慣行に向けて(世耕プラン)」という計画を策定。重点課題として、価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払い条件の改善に取り組んだ。

これらの課題への取り組みについて、産業界に自主行動計画を策定いただき、現在、12業種、30団体が策定している。取り組みが進んでいるかどうかのフォローアップも各団体自らしていただく。中小企業庁が設置している下請Gメンによるヒアリングと併せて、取引条件の改善を進める方針だ。

新たに課題として浮上してきた大企業間の支払い条件の改善、金型代金の分割支払い改善、働き方改革への対応なども進めている。



企業の取り組み事例 五十音順

内田洋行

トップの強い意志で
順法体制の整備推進

社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、体制の整備・改善を進めている。法令順守に対するトップの本気を示すため、毎年12月1日を「コンプライアンスデイ」に定め、グループ役員・全社員に向けて社長がメッセージを発信。実践的な研修で気付きを促す。下請事業者との研修会なども実施している。

カカコム

発注を検証・承認
ミス防ぐ体制築く

事業部が発注する際、関連部門の承認を得なければならない体制を敷いた。まず契約書や発注書面を法務部が検証。検証済みの契約書を稟議(りんぎ)に回し、取締役の承認を得て経理部に発注申請を行う。発注するには経理部の承認も必要だ。取引先には請求書に成果物受取日の記載を依頼し、支払い遅延を防いでいる。

パナソニック

調達改革とともに
順守体制の強化を図る

調達改革として本社にグローバル調達社を設置し、各事業部の調達職能社員を集約した。下請法順守委員会によるガバナンス強化、調達職能社員向け研修の徹底、下請法FAQに対応した人工知能(AI)ツール導入などを実施。下請代金の現金化や支払いサイト短縮を進め、2年非稼働の貸与金型の引き揚げもルール化した。

日立製作所

業界全体で取引条件改善の
取り組み進む

調達部門が下請取引を集中管理する。下請法順守のため各事業所の調達システムに下請取引対象品を自動識別する機能などを搭載。支払い遅延を防ぐ仮締り制度も導入した。業界全体でも支払いの現金化など取引条件改善を進めている。当社も自主行動計画に基づき、最近では下請事業者の事業承継を支援する取り組みも始めた。



本特集の東京・大阪・福岡・札幌編は中小企業庁のサイトでご覧いただけます。

下請Gメン

中小企業をイジめる取引は見逃しません。秘密厳守でお話を伺います。
下請かけこみ寺では、取引上のトラブルや消費税の転嫁等にかかわる相談にも応じてます。秘密
厳守ヒアリングの
ご要望は「下請Gメン」の
詳細は中小企業庁取引課
☎03-3501-3649

(受付時間)平日9:00~12:00 / 13:00~17:00(土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

下請Gメン

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/Gmenhoumon.htm

検索